

民生教育委員会会議録

招 集

令和2年8月18日（火） 午後1時 議場

出席委員（8名）

（委員長）国 頭 靖 （副委員長）伊 藤 ひろえ
石 橋 佳 枝 岩 崎 康 朗 岡 田 啓 介 門 脇 一 男
土 光 均 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【市民生活部】朝妻部長

[環境政策課] 藤岡次長兼課長 山川課長補佐兼環境計画担当課長補佐
野口環境計画担当主幹

【福祉保健部】景山部長

[福祉政策課] 大橋次長兼課長

[福祉課] 橋尾課長

[障がい者支援課] 仲田次長兼課長

田村課長補佐兼計画支援担当課長補佐

[長寿社会課] 塚田課長 足立課長補佐兼介護保険担当課長補佐

足立課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

[健康対策課] 中本課長 仲田課長補佐兼健康総務担当課長補佐

岩坂健康長寿担当課長補佐

【こども未来局】湯澤局長

[こども相談課] 松浦課長

[子育て支援課] 池口課長 大谷子育て政策担当課長補佐

井上子育て支援担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 安東主任

傍 聴 者

安達議員 稲田議員 田村議員 戸田議員 前原議員 又野議員

報道関係者2人 一般0人

報告案件

- ・米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターに係る次期指定管理者の選定状況について [市民生活部]
- ・米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの開館時間の変更（試行）について [市民生活部]
- ・福祉保健部が所管する各種計画等の進捗状況について [福祉保健部]
- ・フレイル対策モデル事業の実施状況等について [福祉保健部]
- ・ねむの木保育園給食調理等業務の民間委託について [福祉保健部]

午後1時00分 開会

○国頭委員長 ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

本日は、執行部から5件の報告がございます。

初めに、報告1、米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターに係る次期指定管理者の選定状況についてと、報告2の米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの開館時間の変更（試行）については、関連しますので、一緒に説明を求めたいと思います。

当局の説明を求めます。

藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 そういたしますと、米子水鳥公園の運営に係る2項目について御説明申し上げます。

資料のほうの1ページ目を御覧ください。こちらの報告につきましては、5月に本委員会で報告予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言の発出中でありまして、報告案件がこの指定管理制度適用法人の報告のみであったことから、書面で御報告をしておりました。今委員会におきまして、書面報告をさせていただいた資料について、概要を御説明するものでございます。

1ページ目を御覧ください。まず、施設の名称は米子水鳥公園、米子水鳥公園ネイチャーセンターでございます。指定管理の業務の範囲でございますが、管理業務と運營業務の2つがございます。このうち運營業務につきましては、施設条例第4条に規定をします1から4の4項目の事業でございます。利用料金制度の採用を取っておりまして、入館料は指定管理者の収入とすることとしております。そして、指定管理の期間でございますが、令和3年度から令和7年度までの5年間を予定をしております。選定方法につきましては、選定する理由でございますが、特定の法人として公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団を選定をいたします。理由としまして、2項目記入をしております。まず、1つ目としまして、同財団が管理業務と運營業務を一括管理することで、安定的かつ効率的な施設運営が期待できること。それから、2点目、同財団は野生鳥類及び自然環境に関する専門機関であり、平成7年の本施設開館以来、25年にわたりまして施設の運営管理を行っており、指定管理制度導入以降も良好に業務を履行しております。制度の導入目的であるサービスの向上及び経費節減の効果も上げております。以上の点から、本施設が有する特異性及びこれまでの実績を考慮いたしまして、現在の指定管理者である同財団に代わり得る団体はほかにないと考えられることから、同財団を本施設の指定管理者候補として選定するものでございます。

めくっていただきまして、2ページ目ですが、今後のスケジュールでございます。8月、今月下旬に事業計画書を受理いたしました後、指定管理者候補選定委員会を経て、12月議会で指定管理者の指定に係る議案の上程・議決をいただく予定をしております。

続いて、2つ目の項目でございます。3ページを御覧ください。米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの開館時間の変更（試行）について御報告いたします。

まず、概要でございます。米子水鳥公園ですが、11月から3月までの冬季の、冬場の

平日の開館時間について、現在は8時半からとしておりますが、今年度から試行的に開始時間を30分繰り下げまして、午前9時、現在の4月から10月の開館時間と同様とするものでございます。試行理由としましては、(2)です。この施設はコハクチョウの飛来があることから、冬場の平日開館時間を午前8時半としてまいりましたが、近年、コハクチョウは午前8時頃には餌場に飛び立ってしまいまして、午前8時半の開館時にはコハクチョウはほぼ見られない状況にございます。また、冬季の平日の午前9時以前の来館者の実績は、昨年度で1日平均1.3人、常連の方がいらっしゃる程度でございました。また、午前8時30分に開館するためには、現在、8人の職員が勤務時間をシフト制で8時15分から17時15分までの職員と、8時45分から17時45分までの2つのシフトで対応しておりまして、コハクチョウが帰ってきます夕方17時頃、5時頃の対応が不十分な状況となっております。これらの現状を踏まえまして、施設の効率的な運営を行うために、試行的に今年度から冬季の平日の開館時間を午前9時に変更するものでございます。

これにより期待される効果ですが、開館時間の変更によりまして、業務の効率化も図られますし、コハクチョウが帰ってきます午後5時前後の来館者の対応の充実が可能となりまして、市民サービスの向上につながるものと考えております。

4番目、今後の予定でございます。10月の広報よなご、そしてホームページなどで開館時間の変更の試行についての広報を実施いたします。11月からは開館時間の変更を行います。これらの試行の状況、試行結果を踏まえまして、令和3年度以降に本格的な実施に向けての検討を進めるものでございます。

5番目、その他でございます。水鳥公園につきましては、活動を支援をしていただいておりますボランティア団体として、米子水鳥公園友の会というのがございますが、こちらの会の皆様にも開館時間の変更については御賛同をいただいているところでございます。また、開館時間変更に伴う職員の増減はないことから、指定管理委託料への影響はございません。

説明は以上でございます。

○国頭委員長 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

伊藤委員。

○伊藤委員 開館時間の試行の件は、私はこれでいいと思っております。

一つ意見なんですけれども、この水鳥公園の指定管理について、とてもすばらしい団体に委託、指定管理をしていらっしゃるということで、ほかに代わり得る団体がないというふうなところは私もそのとおりだと思っております。水鳥公園に聞いたわけではないですけれども、自主事業の実施とか、あと、安定的な雇用というふうなところの観点から考えますと、指定管理の期間が5年よりか10年ぐらいにされたほうがいいんじゃないかなと思っております。そのことに対して考え方を教えていただきたいと思っております。

○国頭委員長 藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 まず、指定管理期間5年とする理由についてというお尋ねでございます。現在の5年につきましては、指定管理者の運営のノウハウを活用いたしまして、一定の成果を得ていくための人材育成期間の確保という点から、現在5年を採用しているものでございます。おっしゃいますように、大変特殊な施設でございます

ので、長期の雇用というのも重要になってくるとは考えておりますが、現時点では指定管理の目的であります市民サービスの向上、経費の削減等を考えまして、前回と同様の5年の更新で考えております。ただ、御指摘いただいた項目、人材育成も含めて、非常に重要だと考えておりますので、様々な方法で施設の運営をしております財団のほうと協議は進めていきたいと考えております。

○国頭委員長 よろしいですか。

門協委員。

○門協委員 私のほうからは、2番の開館時間の変更（試行）というところにちょっとお伺いしたいところがございます。

まず、本当に米子水鳥公園、毎年のように本当に新しい事業、魅力的な事業を毎年やっておられますので、非常にすばらしいなと日頃より感じております。そこで、開館時間の変更についてですが、もし分かっただけ構いませんので教えていただきたいところは、11月から3月まで、この平日8時30分を、これを9時にするということではありますが、その上に、土日祝日は午前7時からとなっておりますが、この土日祝日の午前7時から、例えば8時30分までどれくらいの冬季の来館者があるのかっていうのが分かっただけ教えていただきたいと思っております。

○国頭委員長 藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 きちんと統計を取ったのは昨年度だけでございますが、昨年度で申し上げますと、11月からで、3連休の辺りは9人ですとか12人ですとか、たくさん人がいらっしやった日もありますし、日によっては2人ですとか、何人かで、御家族であったりですとか、いろいろな形でいらっしやいますので、日によって人数は様々でございます。月でいきますと、11月で延べ人数で51人、12月で34人、1月で108人、1月は元旦が61人と大変たくさんいらっしやいまして、日の出とともにということであらっしやった方が多いようになっておりました。それから、2月については82人、3月は56人ということで、土日につきましては御家族で早朝からいらっしやる方もありますので、引き続き土日の開館時間につきましては朝7時からということと考えております。

○国頭委員長 門協委員。

○門協委員 ありがとうございます。そこで、このたびの8時30分を9時にすることですけど、よくコハクチョウが安来のほうに向かって朝飛び立ちますので、こちらの道路側っていいですか、中海の、私どもが普通道路を通る、彦名干拓地からこう行くところから行くと、反対側に飛び立っていきますので、なかなか観察がしにくい場所、反対から、安来からのほうからですと、コハクチョウが向かってくるのでよく分かると思うんですが、そこで、8時半を9時にする、結局来館者数の実績が1日平均1.3人、これもほとんど常連の方って書いてありますけど、一方で、これ考え方変えると、8時頃に飛び立つのでしたら、職員のシフトの関係はちょっと横に置きまして、例えば8時とか7時30分に開館すれば、それなりにまた来館者の人も増えるのではないかというような、ちょっと素人考えなんですけど、こういう考え方もできるのではないかと思います、その辺はどう考えておられるのかお伺いいたします。

○国頭委員長 藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 土日、朝早くからいらっしゃる方が多いので、平日の時間帯のほうを変更してはどうかという御提案でございます。現在の8時半から9時の平日の状況を見まして、人数があまり多くないこと、昨年度で見ますと11月から3月までの平日が全部で78日ありまして、このうち入館者ゼロの日が38日ございます。ですので、この状況を見まして、現状では利用状況等を考えまして、平日の時間帯の変更を現状では考えていないところでございます。ただ、今年度試行でございますので、皆さんの御意見を伺いながら、来年度の本格的な実行に向けて検討を重ねてまいりたいと考えております。

○国頭委員長 門脇委員。

○門脇委員 そこで、よくSNSなんかで今日、コハクチョウが安来のほうに朝飛び立ちましたみたいなのが載ってるんですけど、水鳥公園は、原則ネイチャーセンターじゃなくて、入り口のところです、あそこも、時間になってあそこが開くんですけど、それとも公園内っていうのは自由に出入りができましたか。申し訳ありません、ちょっと基本的なこと。

○国頭委員長 山川環境政策課長補佐。

○山川環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 公園のほうの開放の時間帯ですが、原則開館時間と同じ時間で門を開くようにしております。ですが、水鳥公園に行くときに、第1駐車場があるんですが、そこにちょうど橋が架かっています。橋を渡ったところに観察できる広場がありますので、外からですとそこを利用していただけるということになります。

○国頭委員長 門脇委員。

○門脇委員 ありがとうございます。そこで、やっぱり時間まで開かないとなると、先ほど言われましたように、どこかで朝飛び立つ姿をやっぱり観察したいなって思われる方もいらっしゃると思いますので、その第1駐車場の橋があるところの観察できるところをもうちょっと広報していただきまして、朝ここからはコハクチョウが飛び立つところが観察できますよっていうことを言っていたきたいなと思います。そうすると、まだ閉館、例えば9時じゃないと開かないけど、そこへ行けばコハクチョウが安来のほうに飛び立っていくところが観察できるよっていうことが皆さん分かると思いますので、そのところはちょっと要望したいと思います。以上です。

○国頭委員長 要望で。

石橋委員。

○石橋委員 来館者がやはり土曜日曜の、県外からの方が多く日が多いというふうに聞いてますので、土日は午前7時で、平日は午前9時の開館ということには同意できるというふうに思っております。ただ、昨日ちょっと伺ったときには考えなかったんで、ちょっと気にはなつたんですけど、コハクチョウが帰ってくる時間というのが大体午後5時から5時半ということで、遅いときには本当に閉館になる時間ぎりぎりでないで帰ってこないのかなというふうに思いまして、それでしたら、逆に夕方の開館時間がもう少し余裕があったほうがいいんじゃないかというふうに考えたところなんですけれど、その辺の意見とか、友の会の方の御意見とか、利用者の意見とか、ないでしょうか。御検討されたんでしょうか。

○国頭委員長 藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 閉館時間についての検討という御質問でございます。こちらの今回の開館時間の変更につきましては、水鳥公園及び友の会のほうの御意見も伺いながらで試行を開始するところでございます。現状では終わりの時間を遅くという御意見は市のほうにはいただいております。そして、冬場になりますと夕方暗くなるのも早くなりますので、閉める。閉館時間については5時半ということで考えております。

○国頭委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

岡田委員。

○岡田委員 この1ページのところにもおおむね良好ということで、指定管理者制度を取ってはいますけども、特定のこちら公益財団法人のほうにお任せをしていきたいということで、これは、おおむね良好に業務を遂行してもらっているというのは、例えば近年の一つはやっぱり来館者というか、使っていただける方の人数というのが大きな指標になるんだろうと思うんですけど、それは何ていうんですか、ある程度増加をしてきているということなんですか、そういう傾向ってというのは何かあるんでしょうか。

○国頭委員長 藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 昨今の利用の状況という御質問でございます。令和元年度の入館者数は2万2,830人ということで、前年度から2,742人増えております。これは、昨年度、水鳥公園のほうで幾つかイベントをいたしまして、これによって例年よりも人数が多くなっております。近年でいきますと2万人前後ぐらいが1年間の延べ入館者数でございます。このうち無料といいますか、環境学習の観点から中学生以下でいらっしゃる方、無料で入館者が7割を超えておまして、環境学習施設という位置づけもございまして、入館たくさんしていただいて、かつ、いらっしゃってから環境学習を進めていただいてこそその施設になりますので、現在もいろいろ入館者の方から御意見等もいただいておりますが、おいでいただいてこそその施設になりますので、今後とも皆さんにおいでいただける、愛される施設になりますように、今年ちょうど25周年になりますので、こういった手法がいいのか、市としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○国頭委員長 岡田委員。

○岡田委員 普通ですと、指定管理者制度の場合には、ある一定の競争を民間の方にしていただいて、当局の言葉を借りれば、その競争の中でよりよいものが出てくるんだということをほかの指定管理者の場合にはよく言われておられるわけですから、こういう特殊なものに関しては、ある程度団体を絞ってということとされるということになりますと、私は当然、今現在も頑張っているというふうにも私も認識をしておりますけれども、やっぱり入館者数、さっきおっしゃった有料とか無料とかってということだけじゃなくて、無料でもやっぱりこういう施設があるってということで、米子市の小学生や中学生、もっといえは米子市だけじゃなくて、近隣の子どもたちにももっと無料ででも利用していただくということで、利用していただける人数を増やしていくということがやっぱり求められていくと思いますし、その辺りをある一定の評価基準というふうにしていかないと、どうしても競争がないということになりますと、弊害というのも当然あると思いますので、その

辺りは、今現在も気をつけられて運営は当然しておられるんだろうと思うんですけど、やっぱり利用者数の増加というのは有料、無料に関わることなく、ぜひとも、ありましたよね、友の会さんたちとも協力していただいて、ぜひとも市民にとって憩いの場となるように運営していただけるように指導をしていただけたらなというふうに意見をさせていただきたいと思います。以上です。

○国頭委員長 要望でよろしいですね。

ほかにありませんでしょうか。

ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 2 分 休憩

午後 1 時 2 4 分 再開

○国頭委員長 民生教育委員会を再開いたします。

報告 3、福祉保健部が所管する各種計画等の進捗状況について、当局の説明を求めます。

景山福祉保健部長。

○景山福祉保健部長 福祉保健部が所管いたします各種計画等の進捗状況について御報告申し上げます。これにつきましては、昨年福祉保健部が所管しております各種計画等につきましては、前年度の進捗状況をこの委員会で報告させていただいているところでございます。本年度につきましては、当初は5月の閉会中の委員会で御報告させていただく予定にしておりましたが、今般のコロナウイルス感染症対策を最優先にさせていただきまして、本日、8月のこの委員会で御報告させていただくこととなりましたことをまず御了承ください。よろしくお願いたします。

それでは、福祉保健部が所管する計画のほうに入りますが、何分にも福祉保健部所管の計画につきましてはボリュームが非常に大きくなっておりますので、まずは私のほうから各種計画等のポイントを絞りまして御報告させていただきました後に、委員の皆様からの御質問に対しましては各課のほうから御答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、報告の1ページ目でございます。これをはぐっていただきまして、2ページ目の第7期米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について御報告申し上げます。この計画につきましては、計画期間を平成30年度から令和2年度までの3年間としたものでございまして、令和元年度はその2年目となるものでございます。

上のほうのまず1、第1号被保険者数と、その次の2の認定者数の状況につきましては、高齢者数と認定者数ともに計画値を下回っておりますけれども、認定率は計画値を上回っている状況でございます。ですが、昨年度と比較いたしますと、やや減少しております、これは介護予防ですとかフレイル対策事業を行っております、ある一定程度の効果が出ているものであるというふうに考えております。このページの下の方の3番の介護給付費についてでございますけれども、総給付費の実績が計画値の92.64%、表の右側の上から2番目になりますが、となっております、これはおおむね計画どおりとなっている状況でございます。

以下、3ページ目からはサービスごとの内訳を記載しております。4ページ目につきましても同様でございます。

それでは、5ページ目になりますが、参考資料といたしまして、ここ数年の介護認定者数と介護費用額の推移をグラフにしておるものでございます。高齢者数の増加とともに認定者数、介護給付費とも増加傾向でございます。予防事業をしっかりと推進しながら、認定者数の増加率を抑えるといったことに今後もしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それでは、6ページ目を御覧くださいませ。まず、6ページ目の上のほうでは、介護給付適正化事業の取組について記載をしております。主なものといたしましては、ケアプランの点検ですとか事業者への実地指導等を行いまして、これらは昨年を上回る実績となりましたけれども、今後も事業の効率化を図りながら、引き続きこのような事業に取り組んでいきたいというふうに考えています。

次、7ページの上の5でございますが、介護予防・生活支援総合事業の推進状況につきましても、おおむね計画どおりの状況になってございます。こちらのほうもニーズを今後もしっかり把握しながら、市独自の新たなサービスの実施について検討してまいりたいと考えております。

それでは、次、8ページ目を御覧ください。8ページ目の下のほう、7番になりますが、認知症施策の推進状況につきましては、認知症サポーターの養成ですとか、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを配置するなどいたしまして、認知症の正しい理解や、認知症の人やその御家族を支援する体制づくりに取り組んでまいりました。

そして、9ページ目の中ほどの8番でございますけれども、地域包括ケア体制の充実につきましては、高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくりを目指して、医療・介護の連携ですとか、高齢者の相談窓口であります地域包括支援センターの機能強化に取り組んでまいりました。

最後になりますけれども、計画全体を通しましては、おおむね計画どおりの実績となっております。介護保険特別会計の運営状況も順調な運びとなっており、黒字となっている状況でございます。引き続き介護予防の取組といったものを強化することが重要であると考えておりまして、今年度からは健康対策課におきまして介護予防と健康増進の一体的な取組を進めている状況でございます。

それでは、続きまして、11ページ目を御覧ください。米子市障がい者支援プラン2018の進捗状況について御報告申し上げます。

まず、11ページ目の上の1番、障がいのある人の現状についてでございますが、障害者手帳の所持者は年度末現在7,940人でございまして、前年度と同様、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方が増加いたしております。

2番の障がい福祉サービス等の給付実績についてでございますけれども、障がい福祉サービスは、その内容から訪問系サービス、そして日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援といった4つに分けられます。それらの給付の実績につきましては、御覧の11ページの表から、めくっていただきまして、12ページのほうにかけて記載をしております。各種サービスともおおむね計画見込み量や前年度実績を上回る結果となっておりますけれども、ヘルパーの絶対数の不足ですとか、医療系短期入所、そしてグループホームの空きがないなど、一部で十分なサービスが提供できない状況も続いている状況でございます。これにつきましては、事業者の新規参入が促進されるように、今後

も報酬改定について引き続き国に要望してまいりますとともに、施設の整備に関しましては、本市も補助金の交付といった形で支援をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、13ページ目でございますが、(2)障がい児福祉サービスの利用状況についてでございます。主なサービスといたしましては、就学前児童が利用をされる児童発達支援と、小学校入学から18歳まで御利用いただくことのできる放課後等デイサービスがございます。どちらも前年度と比べまして、実績が増加しております。この両サービスともに事業者の参入が進んでおりまして、ほぼ需給バランスが取れた状況になっているものと考えております。

それでは、続きまして、14ページを御覧ください。(3)その他のサービスの状況といたしまして、実績のほうを上げております。表の下から4つ目になりますが、移動支援事業の年間延べ利用時間数を除きまして、全ての事業で実績が増えておる状況でございます。おおむね適切なサービス提供ができているものと考えております。

最後になりますが、同じページの下、3、その他の事業等について、昨年度の状況について御説明させていただきます。まず、(1)の米子市障がい者基幹相談支援センターの設置についてでございます。本市の相談支援の中核的な役割を担いますとともに、長期入院・入所者の地域移行を推進いたしまして、障がいの有無に関わらず地域で安心して生活できる共生社会の実現を推進してまいります。

次に、(2)でございます。手話言語に関する施策の総合的かつ計画的に実施するための施策推進方針を昨年12月に策定したところでございます。ろうの方ですとか支援者の団体などの御意見を伺って、その中で御要望の多かった、誰でも手話言語に親しめる拠点の整備について、今年度補助金の予算化をいたしております。

最後に、15ページの(3)でございますが、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会の設置についてでございます。障がい福祉サービスの整備が進んで、障がい福祉に関します地域ごとの課題が浮き彫りになっていく中で、より地域の実情を踏まえた支援体制の構築を目的といたしまして、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会を設置したものでございます。地域障がい者支援プランの策定をはじめ、地域生活支援拠点の整備等につきまして、本協議会を中心に議論を進めていく予定としております。

それでは、続いて、16ページを御覧ください。米子市健康増進計画の進捗状況について御報告申し上げます。本計画では、生活習慣病予防対策の推進と、がん予防対策の推進のこの2点を大きな柱としております。

まず、1番の生活習慣病予防対策でございますけれども、こちらのほうは、自らの健康状態を把握して、生活習慣の改善を図るきっかけとして、健康診査の受診率向上を重点目標として掲げておりますが、令和元年度の受診率につきましては、前年度から0.2ポイント下回っている状況でございます。今後についてでございますが、さらに健康診査、そして特定健診の受診率の向上への積極的な取組といったものを行いますとともに、特定健診指導対象者を掘り起こしまして、リスクの高い方への指導を強化するなどの対策を検討、そして実施してまいりたいというふうに考えております。

次に、17ページでございます。2番のがん予防対策につきましては、乳幼児健診や成人式、そして婚姻届時に健診をお勧めするチラシを配付、また健康増進普及月間、そしてがん征圧月間には各地区の公民館祭や集団検診会場におきまして、禁煙の啓発ですとかが

ん予防の啓発に努めてまいりましたがけれども、令和元年度のがん検診の受診率は、17ページの中段の(3)の表にお示ししておりますとおり、前年度と比較いたしますと横ばいの状態でした。今後は県ですとか協会けんぽとの連携をさらに強めまして、また女性特有のがん検診に関しましては、本市のがん検診を利用しておられる企業も多いことから、企業訪問での子宮がん、また乳がん検診の受診勧奨を行っていくなどして、受診率の向上に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、18ページをはぐっていただけますでしょうか。4、米子市母子保健計画につきまして御報告申し上げます。本計画の数値目標につきましては、県や国で取りまとめておられますデータを主に使っております、現時点で実績値をお示しできるものうち、主なものとしたしましては、そこから2枚はぐっていただきました22ページの「すこやか親子21」課題の取組目標値及び米子市の現状・目標値の表にございます、左側に書いてありますが、切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策の表の中の8番目、8と書いてありますが、その乳幼児健康診査の受診率というところでございます。これが、戻っていただきまして、18ページの、2つ表がございまして、上のほうの表になってございます。令和4年度までに未受診率をゼロ%にするという目標に向けまして、引き続き取組を進めてまいりますが、現在実施中でございます未受診者に対します戸別訪問、これにつきましても併せてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、同じく18ページの下のほう、2番、目標に対する施策の実施状況につきましては、18ページから次、19ページ、めくっていただいて、21ページまでの一覧表のとおりでございます。いずれの施策につきましても、例えば20ページの丸でいいますと6番、そして9番に御覧いただきますとおり、医療機関や保育施設、そして子育て支援センター、あるいは児童相談所、学校などとの、そういった関係機関との情報共有と連携強化といったものが大変重要であるというふうに考えておまして、これらの連携強化を引き続きしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それでは、次、24ページを御覧ください。5番の米子市食育推進計画について御報告申し上げます。

まず、24ページの1番の目標を達成するための評価指標についてでございますが、令和元年度の実績が明らかになりましたものにつきましては、朝食を欠食する者を減らすという項目でございまして、令和元年度の実績値は小学6年生の児童と中学3年生の生徒、いずれも前年度から減少しております。今後も引き続きまして、朝食を欠食するといったことを減らすために、さらなる普及啓発が重要だと考えておまして、努めてまいりたいと思っております。

続いて、同じく24ページ、中段の2番、目標に対する具体的な取組状況についてでございますが、主な取組としたしましては、(1)生涯にわたる食を通じた、健康づくりの推進としたしまして、マタニティスクール、離乳食講習会、乳幼児健診での知識の普及、そして栄養教諭等の参画によりますチーム・ティーチング指導や、給食時間における食に関する指導、また地区健康講座、高齢者サロン等で食に関する講話を行うなど、食生活の重要性を伝えるということに努めて取り組んでまいりました。

次に、めくっていただきまして、26ページ、(2)の食の体験を通じた、豊かな心の形成というところでございますが、令和元年度に実施いたしました取組としたしましては、

食生活改善推進員によります子どもたちへの料理教室の実施、そして各小・中学校が教科の学習や学校行事などで農作物の栽培、収穫、そして調理、また生産者との交流などの体験活動の実施、併せまして、男性のための健康づくり&クッキング教室など実施しまして、食に対する各場面での意識の向上を図ってまいりました。

次に、27ページの(3)食文化を継承し、環境に配慮した食育の推進についてございますが、毎月19日、食育の日を「いきいきこめっこデー」といたしまして、学校給食に地元食材を取り入れた郷土料理や行事食を実施いたしましたり、認可保育施設や学校におきましても郷土料理を献立に取り入れるなどして、地元食材の活用を進めてまいったところでございます。今後についてでございますが、本市には現在、食に関するデータといったものがほとんどないといったような現状がございますことから、計画の効果を検証していく上におきましても、早急に実態把握が必要であるというふうに考えております。また、食育に関する事業を実施している部署が市役所の中にもたくさんございますが、まずはそういったところの部署同士の連携をしっかりと図ることが必要であるというふうに考えているところでございます。

続きまして、29ページ、御覧ください。米子市自死対策計画の進捗状況について御報告いたします。本計画で決めました4つの基本方針に基づきまして、令和元年度に実施いたしました主な取組といたしまして、まず1つ目、市民への周知・啓発の推進につきましては、各地区公民館やふれあいの里などで行われる様々な健康講座や調理実習の機会を捉えまして、保健師が自死に対するミニ講話を計30回実施したところでございます。次に、その下、自死対策を支える人材育成の強化につきましては、本市職員に対しましてゲートキーパー研修を昨年度実施いたしました。その下、3番の関係者・関係施策・関係機関との連携の強化でございますが、自死遺族の集いや鳥取県精神保健福祉センターとの情報共有、また産後健診の実施後に産後鬱の可能性がある方につきまして、産婦人科医や保健所の精神科医師相談等との速やかな情報のやり取りができるよう連携体制を整えて強化してまいったところでございます。一番下、生きることの包括的な支援の推進につきましては、保健師が中心となって、随時電話、来所、そしてメール等での相談対応を行っているところでございます。今後も引き続き4つの基本方針に基づきまして、市民の方がどなたでも相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

それでは、はぐっていただきまして、30ページ、7番、米子市子ども・子育て支援事業計画について御報告申し上げます。

まず、1番の幼児期の教育・保育の量についてでございます。認定こども園への移行などによりまして、3歳以上児であります1号、2号認定児童につきましては必要な量を確保できている状態ではございますが、ゼロ歳から2歳児の3号認定児童につきましては、受皿の拡大を図ってきたものの、計画目標値には達成しておらず、3号認定の受入れ枠につきましては、依然として不足している状況がございます。今後も既存施設、更新の機会を利用いたしまして受入れ枠の拡大を図ってまいりますが、一方で、企業主導型保育施設の受入れ枠が整備されておまして、新規の施設整備は慎重に調整していく必要があるというふうに考えております。

次のページ、31ページ中ほど、2番、地域子ども・子育て支援事業の主なものについて御説明申し上げます。

まず、(1)の放課後児童健全育成事業についてでございます。令和元年度におきましては、民間事業者の新規開設、そして公立なかよし学級の受入れ枠の拡大等によりまして、受皿は増やしてきておりますが、地域によっては依然として待機児童が発生しておる状況でございます。民間施設等の受入れ枠の拡大や公立での定員拡大について引き続き検討していく必要があるというふうに考えております。

続きまして、はぐっていただいて、32ページの(2)地域子育て支援拠点事業についてでございます。本市では子育て支援センターを開設しておりますが、令和元年度の利用者数は大幅な減少となっております。この要因といたしましては、低年齢児の保育所等への入所希望が増加傾向にあるなどが理由ではないかというふうに考えております。今後につきましては、公立保育所等の整備に併せまして、身近な地域で御利用していただけるように、子育て支援センターの市内各所への配置について検討してまいりたいと考えております。

最後に、一時預かり事業、(3)でございます。令和元年度におきましては、利用者数が減少いたしております。これは、教育・保育施設の整備が進んで、保育所等への入所がしやすくなったことで、利用希望者が減少したものであるというふうに考えております。また、保育士の確保が難しくなっておりまして、実施施設数が減少していることも要因の一つとして認識をしております。今後につきましては、保育所等の整備に併せまして、受入れの拡充を図ってまいります。一方で、企業主導型保育施設での一時預かり枠もございまして、利用実績の推移を注視しながら確保方策を調整してまいりたいと考えております。

計画のほうでは最後になりますが、33ページ、米子市子どもの貧困対策推進計画の進捗状況について御報告申し上げます。米子市の子どもの貧困対策推進計画は、子どもの貧困対策を推進するために、令和元年10月に策定したものでございます。目標値につきましては、計画期間最終年の令和5年度の数値を設定しておりまして、目標達成に向けて、現在、関係課、関係機関と連携しながら取り組んでおります。今後も取組を進めてまいりたいと考えております。

令和元年度の主な取組といたしましては、米子市子どもの居場所づくり推進モデル事業の中で、子どもの居場所づくりに取り組む2団体に対しまして、立ち上げに係る補助を行ってまいりました。また、1月になりますが、子ども食堂等実施される民間団体等との意見交換を実施いたしました。

米子市子どもの貧困対策推進計画の進捗状況は以上でございます。

そして、その他でございますけれども、34ページを御覧ください。指定管理者制度の適用方針についてでございます。こちらのほうですが、34ページから39ページにかけて掲載しております。米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズ、そして米子市福祉保健総合センター、また米子市シルバーワークプラザの各施設の指定管理者制度適用方針につきましては、本年5月15日に議員の皆様には資料のほうを提供させていただいたところでございます。公募によります選定を行う施設につきましては、7月から募集の受付を始めておりまして、8月14日金曜日で締め切ったところでございます。また、特定の法人を選定いたします施設につきましては、現在、法人との協議を進めている状況でございます。この後、各施設とも9月に指定管理者候補者を選定いたしまして、指定管理者の候補者選定委員会の審議を経て、12月の市議会への指定に係る議案の上程

を行う予定といたしております。

こちらのほう、簡単ですが、報告は以上でございます。少し長くなりましたけれども、ここからは委員の皆様から御質問等ございましたら、担当課のほうから御答弁させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御質疑、御意見を求めます。

石橋委員。

○石橋委員 まず最初に、2ページの介護保険の関連のところから幾つかお伺いしたいと思います。2ページ目の2の認定者数の減少のことですけれども、これは予防事業やフレイル対策事業の一定の効果であるというふうに考えられるというふうに書かれています。この認定者数の推移については、5ページにグラフもありまして、このグラフで折れ線になっている認定率というのが、目盛りがかなり細かいというか、大きく減少しているようなグラフになってますけれども、令和の2年度は、そんなに大きい差ではなく、数においては棒グラフのほうはあまり、ちょっと減ってるかなぐらいの数なので、そう大きく減少しているというふうにはないというふうに伺っております。だとすれば、ここ数年は減少ではなくて、増加傾向にあったものが減っていくという傾向なのか、本当にその要因がフレイル対策とか予防事業なのか、その辺のところの認識を伺いたいと思います。

○国頭委員長 塚田長寿社会課長。

○塚田長寿社会課長 先ほどの委員さんの認定者数と認定率の推移についてでございますけれども、御質問のありましたとおり、5ページ目を、近年の認定者数の推移を見ますと、高齢者の増加とともに認定者数も増加しておりまして、増加傾向にあると認識しておりますが、昨年と比較しましたところは若干ではございますが認定率は減少しております。細かな効果についての今、数字は持ち合わせておりませんが、今後も引き続き予防事業に力を入れていきまして、認定率が上昇しないように努力をしていきたいと考えております。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 高齢者がどんどん増えてるというか、増える傾向がずっと続いてますので、増えるほうが自然なんですけれども、減ってて、それがどういうことであるかということであれば、その要因についてはやはり数字的な根拠とかをしっかりと示していただいて、その予防事業やフレイル対策が本当に効果を奏しているのか、その辺がはっきり分かるように根拠をお示し願いたいと思います。

続きまして、次のページの3ページですけれども、いろいろ数字があるんですけど、居宅療養管理指導、ちょっと書き込んだもんで、のところの数字が大きく増えているんですけど、パーセンテージが、これはどういうことで増えているんでしょうか。

○国頭委員長 塚田長寿社会課長。

○塚田長寿社会課長 居宅療養管理指導といいますのは、在宅において介護サービスを利用される方が、医師ですとか歯科医師、薬剤師の訪問診療や訪問歯科診療、服薬管理などを受けるサービスでございます。医療と介護の連携が進んできましたので、こういったサービスを利用される方が多くなったものでございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 医療と介護の連携ということは、国のほうでも進めている、その方向ですね。それで、介護保険も施設は増やさないで居宅サービスを増やして、そこで支えるという受け入れるという方向で進んできましたけれど、医療のほうもますますそういう形で、在宅で医療も受ける、入院者はなるべく少なくする、ベッド数を減らすという国の方針があります。それで本当に高齢者や市民にとっていいのかどうかということについては、よく見ていく必要があるのではないかとこの内訳については、今後もよく見ていきたいと思いますが、本来なら病院で医学的な医療の必要のある方が在宅で療養されなければならないという状況が進んでいるのは、決して市民にとっていいことではないというふうに私は思います。それは意見ですけれど、そういう医療と介護の連携といながら、実は医療の質も貧しくしている、そういう方針については、本当に市民のためになるのかどうかということをもっとしっかりと見ていただきたいというふうに申し上げておきます。

続きまして、6ページ目です。ケアプランの適正化というところですが、この適正化についての具体的な方法についてお伺いしたいと思います。3つ書いてありますけど、どういうふうにも実際されているのかというところ。

○国頭委員長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 6ページ目の介護給付費の適正化につきまして、そのうちのプランの適正化についてでございますけれども、こちらは居宅支援事業所や地域包括支援センターのほうに出向きまして、プランの介護サービス計画書ですとかサービス担当者会議の記録などを抽出により点検をいたしておるところでございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 介護施設の人とかケアマネージャーさんなどに聞きますと、なかなかサービスがたくさん組んであるところについては、ここまで必要かということはかなり厳しく問われる状況があるというふうに聞きます。介護保険は、御存じのように、3年ごとの見直しにおいて、ずっと介護保険料は上がり続けています。負担はどんどん重くなって、2000年の開始当時よりも倍ぐらいの負担料というふうになっています。負担は増えながらサービスは減っていくというのが今の現状というふうに、負担あって介護なしといつも言われるんですが、それが本当に実感だというふうに思います。抑制する方向っていうのが本当にいいのかというところを、やはりどういうところのサービスが過剰なものとして指導され、整理されているのかというところを私もやっぱりよく見ていきたいというふうに思っています。介護保険では以上、それだけの質問で結構です。終わります。

○国頭委員長 よろしいですか。

○石橋委員 続けてほかの分野もやってしまったほうがいいですか。

○国頭委員長 続けてされますか、大丈夫です。

岩崎委員。

○岩崎委員 すみません、失礼します。この本件の、例えば令和元年度の実績値等についての質問は3点ありますけども、その前にお願いというか、ちょっと聞いてみたい点がありまして、この本計画、3か年、令和2年度の計画もあるわけですけど、まさに今年度、コロナ禍の中で、いろんな計画が変わってきているだろうと想像します。どうしてもやっぱり変わらざるを得ない部分っていうのが私たちにはちょっといま一つまだ分かってな

くて、できればどういうふうによどのポイントが変わってきたのか、それでそれによって市民サービスがどう変わってきているのかみたいところを、もし現時点である程度お示しできれば、資料としていただきたいというふうに思っているんですけど、大変最近で気になっている点が、介護の関係がすごく気になってまして、いかがでしょうか。部長、できますか。その辺ちょっとお示しできますか。

○国頭委員長 景山部長。

○景山福祉保健部長 これは資料としてということでございますか。

○岩崎委員 本計画がございまして。それぞれの課のそれぞれの計画がございまして、コロナの関係で、今年度でちょっと変わらざるを得ない点とか、あるのであればお示しいただきたい。それによってサービスがどんなふうに変わってきているのかということも併せてちょっとお示しいただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○国頭委員長 景山部長。

○景山福祉保健部長 これは各計画ごとに、コロナによって計画どおりに実施できなかったものがどのようにあって、それをどんなふうに工夫をして代替なりなんなりで実施したのかということをお示しをさせていただければよろしいというふうに今、お聞きして捉えましたが、それを御準備させていただくということですね。承知いたしました。

○国頭委員長 よろしいですか。

岩崎委員。

○岩崎委員 3点よろしくお願ひします。8ページです。8ページ中段で、がいなみっく予防トレーニング、それと、ふらっと、運動体験！！利用者延べ人数ということで、見解が書いてございまして、近年減少傾向にあるということございまして。各事業がそれぞれおむね良好値にある中で、ここはすごく減ってる率が高いなと思ひました。特に、やっぱり運動機能向上というのは、介護状態になりにくくするためのすごく重要なことなので、もっと計画を上回るような御努力をいただけたらなという思ひもございまして、かなり減ってるもんですから、広報不足だったのか何なのか、ちょっとそこら辺の見解を伺ってみたいと思ひます。

○国頭委員長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 まず、4番の通所型運動機能向上事業の中で、ふらっと、運動体験！！というのがございまして、こちらのほうの実績値につきましては、実はこれ、3か所の老人福祉センターで実施をしているんですけど、3月にこのたびの新型コロナウイルスの関係で休止をいたしました関係で、実績値も影響があったものと考えております。それと、両方の、がいなみっく予防トレーニングにつきましても、こちらは3か月が1回のスケジュールで行う事業でございまして、市民の方の健康に対する意識というのは高まってきていると思われるんですけど、実はこれ、こちらは各スポーツジムですとかそういったところでも事業をお願いをしております、こちらの3か月のトレーニングというよりも、それを終えて一般の利用に替わられる方もいらっしゃるのではないかと考えてございまして、通年で利用ができる一般の申込みをされて、本市の事業を利用されなくなっているのではないかと推測をしておりますけれども、やはり今後も予防事業に力を入れてる中では、こういった事業の会場の新たな会場ですとか、そういったことも検討していかないとはいけないと考えております。

○**国頭委員長** 中本健康対策課長。

○**中本健康対策課長** 今の事業につきましては、今年度から健康対策課が所管しております。先ほど来からありますように、介護予防の関係が長寿社会課から健康対策課に移管されました。今の御指摘のようなところの課題がありますので、健康対策課としましても、このコロナ禍におきまして、フレイル予防の対策を重点的に邁進したいというふうに思っておりますので、場所、内容も含めまして、今年度中に何かしらのいわゆる増加というか、事業を増額して行えないかというところで今検討しているところでございます。

○**国頭委員長** 岩崎委員。

○**岩崎委員** 分かりました。私のほうにも入ってきてますけども、コロナの関係で、通所型もそうですし、施設型の介護事業所もそうなんでしょうけど、大幅に、もう面会もできないし、人との接触、館内でのそれぞれの人との接触もかなり制限されている、イコール、コミュニケーションが取れない、取らない、どんどんどん認知が進む、そんなふうなことを切実な思いを聞いております。皆さんも私ら以上にも当然お話は聞いておられると思うんですけども、その辺の、現時点でこうできる対策ってそうないんでしょうけども、ただし、本当に何か御自分自身でもできるとか、職員さんと、手助けをしていただきながら何かフレイル対策とかそういったことを考えていただいて、積極的に取り組んでいただきたい。強く要望したいと思います。

それから、質問の2点目でございます。次は14ページです。14ページ、その他の事業のところ、障がい者の基幹相談支援センターについてですが、これは、私は3年前か4年前にだったと思いますけども、大橋課長と一緒に取り組んで、障がい者の、複合的な障がいを持つ場合の困難ケースっていうことをちょっといろいろ各それぞれの団体なんかのお話を聞いたこともございますが、その後、この支援センターが設置されたところでどう変わってきているのかということをお話をちょっと御説明いただきたいと思っております。

○**国頭委員長** 仲田福祉保健部次長。

○**仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 米子市障がい者基幹相談支援センター、昨年の4月に設置いたしまして、市内の一事業所さんに相談支援部分は委託をしております。市役所に基本的に1人は常駐していただくということで、訪問等もされますけど、市に御相談いただいた件については関わっていただくという取組をしております。先ほど委員さんがおっしゃったように、市役所に御相談に見える方は、かなりせっぱ詰まった状態でおられたり、いろんな問題を本当に複合的に抱えておられて、どこに何を相談していいかわからないというようなことも多い現状ですので、基幹支援センターの職員を中心に丁寧にお話をお聞きして、場合によっては長寿社会課だったり、こども相談課だったりという市の関係各所となるべく早く連携をして、情報共有をして、御相談に対する支援に取り組むように努めてまいっております。数字として表れるものではないんですが、窓口の対応としては、良くなったというようなお話もいろんなところから聞いておるところでございます。今後とも、高齢者部門とかこども部門と、あるいは教育委員会等とも連携をしまして、いろんな課題を抱えておられる家族さんの御相談に対応してまいりたいと思っております。

○**国頭委員長** 岩崎委員。

○**岩崎委員** 昨年の開設なので、まだまだそんなにはその症例数もないと思うのですが、

相談はかなりあったと思います。丁寧にそれぞれ相談を受けられたと思います。やはり、こういうケースの場合は、こういう相談機関にすぐにつないで対処していくっていうような形をぜひきちんと、1件1件多分違うケースなので、本当に難しいと思いますけど、そこら辺は丁寧によろしくお願ひしたいなと要望しておきたいと思います。

最後でございますが、ちょっとこれは、17ページになるんですけど、がん検診についてですが、ちょっと現時点で私が分かってないことなので、質問としてはあれなんですけども、当初、12月で米子市は検診を打ち切っておりましたっていう経緯がございまして、それで全体的な検診の検診率が上がってこないんだというようなこととか、他町村からいろいろ聞いておったこともあるんですけど、現在がそこはどうなってますかという質問です。

○**国頭委員長** 中本健康対策課長。

○**中本健康対策課長** 現在も12月で打ち切りというところは変わっておりません。

○**国頭委員長** 岩崎委員。

○**岩崎委員** 変える方向はないですね。当時大分要望はしたんですけど、どうなんでしょうか。

○**国頭委員長** 仲田健康対策課長補佐。

○**仲田健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐** まず、がん検診でございますが、基本的には、7月から12月という期間で一般的ながん検診については進めております。先般、議員さんなどからいろんな御意見等も頂戴いたしました。そういったものを医師会さんのほうともいろいろ協議もさせていただきまして、女性特有のがん検診というものにある程度限定をさせてもらった形にはなるんですけども、12月末までだったものを1月末という形で、乳がんと子宮がんの検診でございますけれども、延長という形で進めて、実際に今実施しているというところでございます。

○**国頭委員長** よろしいですか。

ほかにありませんか。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** まず、第7期高齢者福祉計画、介護保険事業計画についてお伺いさせていただきます。2ページ目の大きな2番の認定者数のところで、全体にポイントが下がっているというふうに書いてあって、その評価の理由として、予防事業やフレイル対策っていうことがありましたけども、全市的にこういった評価をされてるんですけども、地域包括ごとにデータを持ってらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、今回の7期の2年目に当たる評価が終わったところで、8期の計画に向かって、主に今回の評価されたものが計画審議に出される資料になると思うんですけども、ほかの項目もそうなんですけど、これはざくっと市全体で書かれている進捗状況の報告なんですけど、策定委員会に向かってこの同じ資料でもって8期に向かわれるっていうことなんでしょうか。まずそこら辺を確認をさせていただけないでしょうか。この地域包括ごとに捉えてないと検討に進めないんじゃないかと思うんですけど。

○**国頭委員長** 塚田課長。

○**塚田長寿社会課長** 地区ごとの認定者数ですとか介護度別の認定者というのは把握はしておりますけれども、今回の資料のほうには載せはしておりませんでして、おっしゃい

ますように、もう少しエリアごとの分析もしていきたいと思っておりますけれども。

○**国頭委員長** いいですか。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 策定に向かっては、きちっと資料提出をされて、皆さんの審議に資料提出されるっていうことでよろしいんですか。

○**国頭委員長** 塚田課長。

○**塚田長寿社会課長** 分かりやすい資料をお出ししたいと思っております。

○**国頭委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 次に、6ページ目の介護給付適正化事業のところのケアプラン適正化、それから事業者への適切な指導監査の実施というところで、居宅介護支援事業所のほうに4か所令和元年度に行かれています。それから居宅介護支援事業所のほうのケアプラン点検には25か所行ってらっしゃいますけど、事業所そのものが大方50近くでもあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その中で、25に急激に事業所数上がってる理由、もしくは捉え方が違うかもしれませんが、半分でとどまっているっていうのは、計画的に何年かに1回回るようにされているのか、その辺はどんな考え方でされてるんでしょうか。

○**国頭委員長** 足立長寿社会課長補佐兼介護保険担当課長補佐。

○**足立長寿社会課長補佐兼介護保険担当課長補佐** ケアプラン点検の実施についてでございます。本来は、居宅介護支援事業所の指定期間が6年でございますので、その間には1回は点検を行いたい。これも実地指導も含めてのお話になりますけれども、現在点検を行います、試行も含めまして、3年目でございますけれども、うまく流れができてきておりますので、実は今年度については、既に30を超える事業所についてケアプラン点検を行っております。今後につきましては、スムーズにケアプラン点検が行えましたことから、居宅介護支援事業所を1年間で全事業所を行うとともに、ほかに小規模多機能居宅介護支援事業居宅事業所、それから認知症対応型共同生活介護事業所、ここにもケアマネさんがおられてケアプランをつくっておられますので、そのケアプランも点検をしていきたいという具合に考えております。以上でございます。

○**国頭委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** では、(5)番のほうのサービス事業所、今お答えいただきましたけども、これって何百っていう単位じゃないかと思うんですけど、私が理解間違ってますでしょうか。そこに対しても、今の勢いでいったら、小規模多機能っておっしゃいましたっけ、少し業種を絞りながらも、どんどん拡大していかれるっていうことでしょうか。

○**国頭委員長** 足立課長補佐。

○**足立長寿社会課長補佐兼介護保険担当課長補佐** すみません、説明が不足しておりました。先ほどの説明は、上のほうのケアプラン点検だけの説明でございました。実地指導と集団指導につきましては、議員がおっしゃいますとおり、全体の指導すべき事業所というのはかなりの数がございます。これを指定期間の6年に1回ということになりますと、年間で四、五十行わなければならないという計算になります。その中で、国のほうも実地指導の簡素化ということで、必要最小限の点検を行って、なるべく多くの事業所を実地指導を行うようにということの通知も受けておりますので、それに従いまして、今後できるだけ実地指導の簡素化を行いながら、実地指導できる事業所を増加させていきたいと考え

てはおりますけれども、担当する職員が2名しかおりませんので、その中でできる範囲ということで、大変申し訳ありませんけれども、増加に努めてまいりたいという具合に考えております。以上でございます。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 多分業務の中で健康対策課のほうに持っていただかれています部分があつて、この2名の方が一生懸命地域に動いていくこともできる状況になっているのかなと思うんですけど、私はこれらの状況っていうのが2ページ目の下段にある介護給付適正化事業の効果というところとかに書いてあるところの給付の低下につながってるっていうふうにも思うんですけども、この数字だけを捉えたらその成果が動いておられることに表れたんだなというふうにも思うんですけども、実はその現場で働いておられる方の困り感っていうか、ニーズっていうか、そういったところ、しっかりと捉えていくっていうことも必要だと思うんですね。認定調査員の方っていうのは、現場に行っているいろんな書類的なものを確認をするにとどまってしまうかもしれませんので、ぜひその機会を通して、現場の課題を持ち帰れるような、何か工夫があつた方がいいんじゃないかなというふうに思いますので、これはお願いをしておきたいなと思うんですけど、どうでしょうか、不可能ですかね。件数をこなして多くに訪問するほうが目的としては正解なんではないでしょうか。

○国頭委員長 足立課長補佐。

○足立長寿社会課長補佐兼介護保険担当課長補佐 認定調査員につきましては、認定調査が専門の職員でございますので、課題を受けて帰るといことはかなり難しいことではあると思います。先ほど、実地指導につきましては、監査ではございませんので、何か間違いを指摘するだけではなく、介護事業者が適正にサービスを提供できるように助言、指導を行うこともございます。ですので、実地指導を行ったときに事業所からはたくさんの質問をいただきますし、課題もいただいて、こういうことがあるけれどもどうしたらいいだろうかということの相談も数多くいただきます。その中で、我々専門家、法に熟知している専門家の者が、法に適応した中で、こういう対応をしたらどうでしょうかというような助言も行うことがございますので、なかなかどなたでもできるというものでもございませんので、数少ない職員の中で、できる限り多くを対応したいという具合に考えております。以上でございます。

○国頭委員長 大橋福祉保健部次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 私のほうは、福祉保健部の全体の事業監査の責任を負ってます立場からちょっと補足的に申し上げますと、おっしゃるとおり、長寿社会課が所管している事業所が、すごく多くなっています。それを野放しにしておくということは米子市の政策ではございませんので、先ほど申し上げたとおり、現場努力しているんですけども、福祉保健部全体としては、そういうことが十分にいけるように、人事当局、財政当局に対して、その職員体制の整備なども求めていく運動を今展開をしておりますので、適切な時期には正しい体制をつくっていききたいと、そういうふうに思っています。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ぜひ働いておられる方の意識が高くなっていくような訪問調査をお願いしたいなというふうに思います。

あと何点かこの長寿関係であるんですけども、9ページのタッチパネル、認知症予防の

ところでタッチパネルのことが触れられていますけども、米子の認知症予防のプログラムってというのは認知症の家族の会の委託でもって進んできているところだと思うんですけど、鳥取県の認知症予防プログラムの活用っていうあたりと、それからタッチパネルについて、公民館とか各種イベントで、それを使いこなせる方がいるからこそ、そこでしか使えないのかもしれませんが、もう少し身近に感じていただけるようなチャートみたいなものを横に置いてでも、例えば市役所の一角に血圧計と体温計と酸素濃度測る機械と、そこにもう一つ認知症のタッチパネルみたいな健康コーナーみたいなものを設けて、自然な形でこのタッチパネルに、もし自分が診断が出ちゃったらどうしようってという恐怖ではなくて、身近に捉えてもらえるような工夫っていうのができるんじゃないかなと思うんですけど、この辺は米子市の認知症予防の取組として、何か工夫ができるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○国頭委員長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 認知症予防のタッチパネルにつきましては、先ほど委員さんもおっしゃいましたように、非常に結果を恐れている方というのもございまして、公民館祭などで実施しました際にも、そういうことがありますので、必ず職員を配置してフォローしながら今までは進めていたところでもございますけれども、ここの実績値が減ってますのも、実はイベントの中止などがありましたので、ちょっと件数も減ってるんですけども、やはりこれから認知症施策を進めていく中では、もう少し皆さんに行っていただけるような仕組みも考えていきたいと思っております。

あと、もう一点の認知症予防プログラムにつきましても、昨年度鳥取方式というものも示されておりましたけれども、まだ現在のところでは米子市のほうでは、今までどおりの、従前から行っておりますプログラムを実施しているところでございます。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。鳥取県と同じことをやるっていうのも、私もビデオ見せていただいて、それが積極的にDVDと一緒に見ながらできるかっていったら、米子市のほうが先進んでいるのかなみたいな気もしたところもあるんですけど、それを使いこなせるようになれば、より楽しく前向きに予防プログラムに進んでいけると思うので、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

同じく9ページ目の下段について確認をさせてください。エンディングノートとか認知症ケアパスっていうものを米子市でいろいろと作っていらっしゃるんですけども、この活用なんですけど、もし自分がもしものときの安心手帳とか終活支援ノート等を作っているけども、それがどういうふうに使われていっているのかっていうところについては、地域の方の民生委員さんが、高齢者が入院してしまったときに、どこに姿を消されたのか分からないっていう事態が重なったんだって、そのときのたまたま重なったときの民生委員さんが私としゃべったときは、亡くなってしまった方との出会いのその前に、実は矢田貝さん、重なってましたと、その情報っていうのが入ってこないのですっていうことなんですけれども、もう少し、せっかくの在宅医療、在宅介護っていう人たちを支えるいいものをつくっておられるんですけど、それが何か活用できる民生委員さんとの連携、地域の支えの方々との連携っていうのができないかな、情報共有の在り方っていうのができないかなというふうにも考えているところですので、次の8期のときに、何回も言いますが、これでは

次の策定に向かって進化しにくいんじゃないかなと思いますので、少しコメントをそれぞれに加えていらっしゃるんですけども、特に気になったのが7ページの介護予防の生活支援総合事業の進捗状況のところの5行目なんですけど、事業費はおおむね計画値どおりに推移しているってことで、事業費が計画どおりではなくって、介護予防とかフレイルとか総合事業が健康指標としてどう変化したのかっていうところが評価されないと、事業費はそこまでしか出せないから、それが過ぎて、積極的に予算以上のものをしたっていう評価っていうのは多分ないんじゃないかなというふうに考えるので、全体的にその策定委員会に向かわれる資料作りのときには、もう少しその委員の方々が次の8期に向かって具体的に進みやすいような表記の仕方っていうのをお願いをしときたいなというふうに思います。

それと、この長寿に関しては最後なんですけれども、今回の福祉保健部が所管する各種計画の進捗状況を今回8個報告いただいたんですけども、福祉保健部が持っているものは10個、そのうち福祉保健部が直接持っているものが9、それがじゃあ、ないものは何かっていったら地域福祉計画、地域福祉活動計画で、昨年度の事業ではないので、今日ここに報告がなかったというところでもあると思うんですけど、今日のこの8つのそれぞれの計画を束ねるところってっていうのがその福祉計画だと思うんです。特に、今回の長寿の10ページのところにまとめてありますけど、支え合いの地域づくりっていうところ目指される中で、ぜひとも総合相談支援体制、重層的な体制っていうのをどういうふうに構築していくのかっていうところをぜひとも次の8期に向かって、しっかりと示せるような検討をお願いできたらなというふうに思っています。

長くなりましたので、この7期計画については一回終わりたいと思います。

○国頭委員長 ほかに。

石橋委員。

○石橋委員 次に、障がい者支援のプランについて伺います。12ページのところに、どういうサービスがどんなふうになっていく実績値などが示されていて、進んでいるというふうにおっしゃってます。数字を見ても、101%に始まって、110%とか、あるいは250というのがあります。ただ、250のところは、1人っていうのが見込み量で2人になってるとか5人になってるとかいうので、これはちょっとどういうかなって思うんですけど、この目標は、例えば就労定着支援というのは、本当に目標1人とかいうことになってるわけですが、これは数字としてはとても小さいんですけど、どうしてなんですか。

○国頭委員長 仲田次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 就労定着支援につきましては、平成30年度から新たに国が示してきた新しいサービスでございます。今計画を立てたのが29年度ですので、新たなサービスについて、なかなか見込みは立てられない状況だったということで、1人という目標値になっておるところでございます。次期計画には実際に御利用されてる方もありますので、もうちょっときちんとした数字が計画見込み量として示せるものと思っております。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 この定着支援の対象となる方は、例えば作業所のA型ですか、雇用契約を結

んで最低賃金を保障されて働いてらっしゃるような方などが対象になるのでしょうか。

○国頭委員長 仲田次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 就労定着支援のサービスの内容としましては、実際に福祉就労の現場もそうですし、一般就労された方についても支援の対象となりまして、事業主様への相談支援ですとか、本人様の訪問というようなことで、それぞれ働きやすい職場づくりをしていただくための支援ということで、このサービスが設けられております。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 確かにしっかり利用されてるということだと思んですけど、先ほど部長が報告の中で言われましたように、ヘルパーが不足してるということで、利用してる側の障がいのある方のほうからも、ヘルパーが足りないということではいろいろ聞いております。御家族が支えてる方が本当に多いんですけど、そこで急に支えてる人のほうが病気になったとか、いろんなことが突然起こった場合に、じゃあヘルパーさんって頼んでも空いてないので来てもらえないっていうこともあるというふうに聞きます。本当にそうなると大変で、困り切ってしまうんですけど、そのヘルパーさんの不足については、どんなふうに解消しようとかっていう具体的な計画というのはないのでしょうか。

○国頭委員長 仲田次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 先ほど部長の御説明にもありましたとおり、ヘルパーの不足というのは、恐らく長寿の高齢者のヘルパーについても、充足しているものではないと思っております。障がい者支援についても深刻に感じておりまして、ただ米子市の施策として具体的に何ができるかっていうと、事業者さんの参入をお願いするぐらいしかないところがございます。私どもとしてできることは、やはりそうはいつでも、介護報酬が低過ぎるので参入が進まないのではないかとというようなことも考えて、国に対して報酬改定の要望をずっと続けて行っているところがございます。また、高齢者のお世話はされていても障がい者はされないヘルパー事業所もありますので、そういったところで、ヘルパーとして障がい者のほうもケアしていただく事業所が増えればというふうには思っておりますが、これもなかなか難しいところというのが現実でございます。すみません、一応要望としては、ここ何年かずっと続けております。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 確かに介護報酬が低過ぎる、介護保険のほうのヘルパーさんよりもまだ低いというふうにたしか聞いておりますし、それから介護の場合も人によって状態はいろいろですけど、障がいの方の場合はもっといろいろで、それこそヘルパーさんの支援の内容とかも、本当にいろいろあって大変だと思うんです。ですから、ヘルパーさんを養成することと、報酬を上げていくことについては、本当に積極的に国のほうにも働きかけて、それこそヘルパーになろうという人が増えるようにしなければ、これはずっと解決しないと。介護保険の対象者よりも数としては少ないので、結局ちょっとなかなか目立たないところに押し込まれてるっていうことになるんじゃないかと思うんですけど、やはりそれは声を上げていかなければいけないなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

次に、保育所の子ども・子育て支援事業のほうの質問をもう一つさせていただきます。30

ページです。未満児、産後のゼロ歳から2歳までの保育について、やっぱり受皿が足りないっていうことがあって、そのところでも、それからその後で、一時預かりのところでも、企業主導型保育所での一時預かりというのもあるのでということで、その辺も見ながらというふうに報告ではあったと思います。しかしながら、企業主導型事業所については、国に申請していくっていう制度になってまして、市としては直接指導したりとか、中へ入っていくことはとても困難だと思います。市としてやはり責任を持って、本当は公立の施設で未満児の対策とかはしていくべきだというふうに私は思うんですけど、そこら辺では、これは質問というよりは要望ですけど、ぜひ公立での対応ということを考えていただきたいと思います。そういう意味では、今進めてらっしゃる統廃合の計画、公立園は5園にっていう、大変公立園が減っていくっていう計画は、いよいよ市が直接保育の現状を見ていくことが難しくなるということでもあります。その検討し直しをぜひしていただきたいというふうに申し上げておきます。

それだけだったかな、取りあえず、以上です。

○国頭委員長 門脇委員。

○門脇委員 私のほうからは、今、石橋委員さんが言われました30ページ7番の、米子市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についてのところでちょっとお伺いをしたいと思いますが、今、石橋委員さん言われました31ページの上ですけども、産後認定、ゼロ歳から2歳児の受入れ枠についてですが、これは計画目標に及ばなかったと。この原因としては、市の整備計画によらない企業主導型保育事業所が数多くと、このように記述してありますが、たしか、ちょっと定かではありませんが、平成27年か平成28年か、この辺りからスタートしたと思うんですけど、もし今この企業主導型保育事業所の事業所数とか利用者数とかの推移が分かりましたら、お示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国頭委員長 池口子育て支援課長。

○池口子育て支援課長 推移につきましては、ちょっと今資料が手元にございませぬけれども、令和元年度で14園、定員にして700人程度の規模になっております。

○国頭委員長 門脇委員。

○門脇委員 そこで、私は、今、石橋委員さん言われましたですけども、保育園、どこが運営するとか携わるっていうことではなくて、保育の質というのをやっぱり重要視すべきだと思っておりますので、企業主導型保育事業所であっても、これは何ら問題がないというふうに考えております。

そこで、先ほど申しました市の整備計画によらない企業主導型保育事業所が数多く存在し、保育の受皿として機能していますと報告がございまして、今後の市の方針といいますか、令和2年度新しい事業計画が今後出されると思うんですけど、今後は、たしか部長のほうからは慎重にというような言葉があったと思うんですけど、その辺のところを今後の方針として何か具体的なものがございましたら、お示しいただけるものがあつたらお願いしたいと思います。

○国頭委員長 湯澤こども未来局長。

○湯澤こども未来局長 今年度から、また新しい第2期計画を策定させていただいております。先ほどおっしゃっていただきましたように、この企業主導型保育事業所を含め、保

育の受皿として、様々な多様な施設が運営をしていただいております。これらと、もちろん公立保育所というのは、きちんと市の保育を担う部署として機能していくべきだと思いますけれども、その他のこういった事業所、保育施設、もちろん教育施設もそうですけれども、そういったところと連携して、米子の子どもたちを支えていくということが必要であると考えておりますので、次の計画におきましても、そういった受皿というところも十分に勘案しながら、米子市全体の保育、教育のこういった量など確保していきたいというふうに考えております。

○国頭委員長 門脇委員。

○門脇委員 最後、要望になりますけれども、今後、保育園の統廃合ということを年次的に進めていかれると思います。そこで、最初にも申し上げましたけれども、統廃合に当たっては、やはり保育の質、こういうものを重要視していただきまして、メリットというものもたくさんございますので、順次遅れることなく推し進めていただきたいと思っておりますので、要望して、質問を終わります。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 13ページです、資料の。放課後等デイサービスのことなんですけれども、実績は上がっておりますが、この内訳なんですけれども、小学生を受け入れるというところが多いんじゃないかというふうに思うんですけど、中高生ですね、高校に通ってなくても18歳までを放課後等デイサービスで受け入れてるっていうあたりの現状はどのようなことになってますでしょうか。

○国頭委員長 仲田次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 大変申し訳ございませんが、今各施設の主要な児童の年齢についての内訳というのは資料を持っておりませんが、小学生さんだけでなく、高校生さんまで利用されてる施設も幾つかございます。それは事実でございますので、そこが足りないというようなことは一義的にはないかと思えます。確かに小学生だけに限定されてる施設もあるのかもしれませんが、ちょっと今承知しておりません。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 切れ目ないという視点で、たまたまここからの質問になったんですけれども、18歳が終わった後、また就労、自立っていうところに向かって、居場所に一步踏み出していったりとか、必要とされてるボランティアのマッチングであるとかっていうことを考えたときに、どうかなと思ったので聞いてみたところです。実際に支援する側も中学生以降になるとなかなか扱っていいですか対応の幅が広がるっていうことで難しくなるので、うたってはあるんだけど、受け入れるというところで、なかなか難しいんですっていうのも聞いたことがありますので、その辺りのフォローといいますか、そこだけに向かって中高生をっていうふうなところはないかもしれませんけれども、幅広い対応が実際にしていただけるような支援をお願いできたらなというふうに思います。

それから、14ページの日常生活用具給付等事業について、計画見込みよりも実績が110件ほど多かったというところで、どういった給付が増えているかっていうのか分かったら教えていただければと思うんですけれども。それと、日常給付の更新であるとか、中身ですね、米子市としての基準の、そういったところをどのようにされているのか、教え

ていただければと思います。

○国頭委員長 仲田次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 日常生活用具の給付事業としましては、例えば、紙おむつとかストマの給付事業ですとか、補装具とは別に、日常で消耗品的に使うものをはじめとして、いろいろなものを給付しております、ちょっと今詳しいところを資料を持ってきておりませんので、内訳については、また別途お答えさせていただきますが、何が急に伸びたかというようなことはないかと思っておりますが、また調べてお伝えさせていただきます。

○国頭委員長 あと、更新ですか。

仲田次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 更新というのは、ちょっと質問の意味が分からなかったんですが。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ホームページ上では、米子市がどんな基準を持ってるっていうのが、ちょっととどりに着くことができなくて、何々などみたいな表示はしてあるんですけども、どこかでその基準をお持ちで、利用者さん、障がい者さんのニーズを受け止めながら拡大をやっていたり、またこれはないなっていうのは外してやってたりされてるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどのような方法を取っておられるのかということですけど。

○国頭委員長 仲田次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 日常生活用具として給付する物品は、たくさん広げているというわけではございませんで、先ほど言いましたストマとか紙おむつをはじめとして、特殊マットとかネブライザーとか、そういった消耗品的なもの日常生活に必要な用具を給付してるということとして、身体に障がいがある方、あるいは障がい特性に応じて必要なものを給付していますので、更新ということはちょっとないのですが、御相談があって、今まで給付してないんだけど給付してほしいというような御相談がありましたら、国の事業に照らし合わせて、給付すべきものはそれぞれ決定をしているというやり方を取っております。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 この内容については、市町村で決めることができるものだと思いますので、それぐらい柔軟に対応していただけるんだということが分かりましたけれども、もう少し指導する側、給付する側も、また、される側も分かりやすいものをまず持っていて、今こういったものが出てきてるんだけどという相談ができるような分かりやすいものをつくって、皆さんに分かる広報っていうんですかね、されたらいいかなと思いますので、お願いをしておきます。

引き続き、いいでしょうか。

○国頭委員長 はい。

○矢田貝委員 がん予防のところなんですけれども、ワクチンで予防できるがんとして、子宮頸がんワクチンっていうのがありますけれども、これについての個別の通知っていうのは現状どのようになっていますか。教えてください。

○国頭委員長 仲田健康対策課長補佐。

○仲田健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐 まず、子宮頸がんワクチンにつきましては、以前と実はあまり状況としては変わっておりませんでして、国のほうは積極的勧奨はしないという方向、これは変わっておりません。これも前回、議員の皆さんのほうからの御意見等も頂戴をいたしまして、市の中で、どのレベルで出せるだろうかというところは検討をさせていただきました。各小学校に対してお配りをするチラシになりますけども、その中に、これは特定の年齢の方にお配りするチラシになるんですが、予防接種に関するチラシがあります。その中に該当される年齢の方に向けてお知らせをお渡しするという形で本年度進めております。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 小学生って、今おっしゃいましたか。

○国頭委員長 仲田課長補佐。

○仲田健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐 ちょっと記憶なんですが、小学校の6年生だったかもしれません。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 積極的な勧奨ではなくて、正しい情報を伝えて、自らの受診の判断が、接種の判断が正しい判断でもってできるような広報の仕方っていうものは、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

それから、すみません、28ページの食品ロスのことなんですけれども、せっかく食育推進計画の進捗状況を報告していただくわけですので、堆肥の活用の段ボール箱の推進であるとか、生ごみ処理機とかの購入費助成等も上げてられますけども、具体的に目標を持って、結果はどうだったというような推移を示されるとか、または給食の食べ残しの分量がどうなのかって、持っておられるデータもきちっと進捗状況の報告の中に上げていかれるといいかなというふうに思いますので、これはお願いをしておきたいと思います。

それから、30ページの米子市子ども・子育て支援事業計画のことについて、これはお願いなんですけれども、この3月に2期がスタートしたというところで、報告をつくられたと思うんですけれども、この大きな1番と2番をつくっておられますけど、この大きな1と2というのは数量、数的な報告であって、その前にはこの計画の重点的な取組っていうものが、必要なときに必要な子どもの支援サービスにつながることであるとか、切れ目ない子どもの総合相談支援の体制っていうものがこの計画の中の星であるというふうに思うんですけれども、ぜひ次の進捗状況の報告のときには、その前段のところを数ではなくって、取組がどのように進んでいるのかっていう総括をしていかれないと次の計画に進めないと思いますので、数を追うだけではなくて、次の報告に期待をしておきますので、どうでしょうか、これはお願いをしておきたいと思うんですが、うなずいていただけてますけど。

○国頭委員長 湯澤こども未来局長。

○湯澤こども未来局長 ありがとうございます。今回は主に進捗状況ということで御報告をさしあげて、データの部分が多かったということです。委員さんおっしゃいますように、次回報告につきましては、このこども未来局を中心に進めている様々な取組がございますので、そういったところの総括的な御報告もさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 最後に要望なんです、この子どもの総合相談支援体制、それから障がいの基幹型の相談のセンター、地域福祉活動計画の基幹型の形、いろんなものをまちづくりの中にどうやって横につないでいくかというところが、地域福祉計画、この3月にできてから、1年後の報告のときに、どういうふうに1年間を総括されていくかっていうところが大事なことだと思ひまして、福祉保健部が持ってらっしゃる各計画をこのように一括で状況を報告をしてくださる機会を持っていただいて、すごくありがたいし、すごいことだというふうに思うんですけども、次の1年後の報告っていうのがとても大事になってくると思いますので、よろしく願いをしておきたいと思ひます。以上です。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

土光委員。

○土光委員 まず、5ページの米子市の認定者数と認定率の推移のこのグラフに関連して、確認を含めて質問をします。

まず、認定率というのは、分母は高齢者、つまり65歳以上の総数というふうに理解してよろしいですか。

○国頭委員長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 おっしゃるとおりでございます。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 そうすると、最初、私、このグラフを見て、平成27、28、29の辺で、認定者数は増えてるのに認定率が減ってるのはなぜかなと思ひたのですが、要は分母の高齢者の数が認定者数以上に増えたから、結果的に率は減ったというふうな理解でよろしいでしょうか。

○国頭委員長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 おっしゃいますように、高齢者数も増加とともに認定者も増えておりますけれども、それ以上に高齢者数が増えたから、こういった結果になってると思ひれます。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。これに関して、介護申請なので、申請をして、その結果、認定が出るというか、だから申請しても認定にならないケースもあるというふうに思ひます。これ実際、申請者数とか申請しても認定にならない数というか、ちょっと正式な数じゃなくてもいいですけど、そういった方も当然おられるわけですよ。それから申請そのものをしてない人も当然いるはずで、もともとそういった申請をしなければ、こういった認定者数っていうか認定率には直接関係がないというふうになると思ひますが、これはそうですよね。

○国頭委員長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 そうです。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 ちょっと私がここで一つ気になったのは、ここの参考資料のこのグラフの説明の2行目で、健康予防事業を推進しながら認定者数の増加率を抑制することが課題、これはそうだと思います。ただ、介護事業の最終点、本来の目的は、介護費を減らすとか認

定率を減らすとか、それが本来の目的では私はないと思っています。つまり、介護制度という制度があって、高齢者の中で介護制度に値する人はきちっと制度の上ののっけて行政の手を差し伸べるとというのが本来の介護制度の目的でもあるし、行政の本来の役割であると思います。それを何かあたかも、もちろんこういった視点は必要なんだと思うけど、認定者数とか増加率を減らすこととか、介護費用の総費用を減らすこととか、それが何か目的のようになるのは、ちょっと目的と手段が違うのかなというふうに思うのですが、その辺の認識をお伺いしたいと思います。

○国頭委員長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 おっしゃいますように、認定者数が多くなるので、それがよろしくないということではございませんけれども、介護保険法の中では、やはり自ら自分の自立に向けた取組をしていくというところも目標にございますので、できる限り健康で住み慣れた地域で安心して生活していくということを目指しておりますので、増加率ですとか認定率だけを比較をしてしまいますと、誤解を招くことになるかもしれませんけれども、そういったことも含めて取り組んでおります。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

それから、18ページ、乳幼児健康診査の受診率で、ここの表で未受診率というのが平成30年度、令和元年度、この2つを見ると、数字だけ見ると30年度に比べて、令和元年度未受診率が数字だけ見ると、例えば6か月児は0.3から1.8%、6倍に増えてますよね。ほかの1歳6か月とか3歳児もそれなりに増えているというふうにこれ見れるのですが、この辺の、単なる誤差の範囲なのか、何らかの原因があるのか、この辺はどういうふうに考えればいいでしょうか。

○国頭委員長 中本健康対策課長。

○中本健康対策課長 まず、お答えとしては、誤差の範囲だというふうに考えてます。具体的な数値でいきますと、例えば30年度の6か月健診につきましては、未受診率0.3%でございますが、こちら自体が実数でいきますと数人という程度になります。ですので、そこが6倍増えたとしても20人程度というところになりますので、全体で傾向として、非常に何倍かのように悪い傾向に見えますけども、総数でいきますと20人、30人だとかいうレベルの状況でございます。

あと、補足になりますが、ここの未受診者の方に対しましては全て、6月議会でも関連する質問がありましたけれども、電話だとか、一応キャッチアップさせてもらいまして、全くフォローができてないという方はいないというところでございます。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

それから、19ページの表の③、全数の赤ちゃん訪問の実施ということに関して、2つ目のポツで、要は訪問できなかったのが31件、内訳もありますけど、それに関して把握に努めましたという文言、そういうふうには書いてはいるのですが、その結果、全て把握できた、その結果どうだったんですか、努めた結果はということですか。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 先ほどの未受診率の件と同様でございますが、結果としまして、こ

ちらもきちんとフォローアップさせていただいて、キャッチアップさせていただいているというところで、全てカバーさせていただいてるという形になります。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 つまり、31件、漏らさずに確認ができたということですね。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 その後、確認をしたというところでございます。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 この31件の中に転出15件、多分転出したから直接訪問しても会えなかった、この転出15件も確認したということは、要は他市町村で申し送り等で、そういった措置をしたということなのですか。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 すみません、全て31件確認したっていう御回答はちょっと私の説明不足でございまして、転出以外を含めて確認したというところで、転出は転出、ですので、転出を追っかけて、そこは何かしらアプローチしたということではございません。申し訳ありません。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 私、直接確認するというので、これ、1件も見過ごしはあつてはならないと思っています。ただ、転出は当然、そこまで出かけていってというのは、それはできないし、する必要ないと思うけど、少なくとも、その転出先の自治体に、ある意味で申し送りというか、状況報告というか、そこまでは米子市としてすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 委員さんがおっしゃるとおり、転出した先が明確になりまして、追っかける状態でありましたら、そこまで丁寧にやりたいと思いますけども、転出先を例えば転々とされるとか、そういうような方の状況につきまして、どこまで追っかけるのかというところはありますけども、行動としてはおっしゃるとおり、そういうことに努めていきたいと思います。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 どこまでも追っかけるというか、少なくとも米子市から転出した直接の先は把握できると思います。また、その後転出するというのは、そこまでは無理だけど、だから少なくとも米子市は、直接の転出先に関しての申し送りというか、この例とは多少違いかもしれませんが、虐待とか何かで、要は自治体替わって、その申し送りとか何か連絡不十分で、結局見落とししたという事例が実際にあったと思います。やはりそういうことがないようにすべきではないかということで質問してはありますが、いかがですか。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 おっしゃるとおりでございますので、そこら辺は、健診も含めて、他市に転出に関しましては、十分留意してやりたいと思いますので。

○国頭委員長 景山部長。

○景山福祉保健部長 その件につきまして補足させていただきますけれども、健康対策課のほうの母子保健の分野で気になる、乳幼児含めて、妊婦さんもですが、引継ぎのほうは

虐待防止の観点からいたしますし、これは妊婦・乳幼児限らず、児童福祉法に定められております児童につきましては、そのケースの状況に応じまして、米子市では要保護児童対策地域協議会設置しております。これ全国で100%設置済みですが、そちらのほうのルートでの引継ぎを必ず行いますとともに、ケースが重篤なものにつきましては、所管の児童相談所間でのケース引継ぎも行っておりますので、委員さんおっしゃいます虐待の防止という点におきましては、しっかりと仕組みに乗って業務を進めているという状況ということを追加させていただきたいと思っております。

○国頭委員長 よろしいですか。

ほかにありませんでしょうか。岡田委員、ないでしょうか。

○岡田委員 ないです。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 すみません、大変単純なお願いです。22ページ、23ページのこの図なんですけど、大変小さくて字も薄くて読みにくいので、もうちょっと読みやすいサイズにお願いします。以上。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、フレイル対策モデル事業の実施状況について当局の説明を求めます。

中本健康対策課長。

○中本健康対策課長 そういたしますと、フレイル対策モデル事業の実施状況等についてというところで、お手元に事前にお配りしましたフレイル対策モデル事業の実施状況等について、2枚物で御説明させていただきたいと思っております。

昨年度から、フレイル状態の進行抑制・改善により健康寿命を延伸することを目的に、「ずっと元気にエンジョイ！よなご」フレイル対策モデル事業としまして、永江地区をモデル地区として、モデル事業を実施しているところでございます。その実施経過につきまして、昨年度の実施状況を、この場を借りて御報告させていただきます。

まず、事業内容ですが、フレイルチェック実施と実施計画に基づき、フォロー教室を開催し、フレイル状態の進行抑制・改善を図ってまいりました。フレイルチェックの実施についてですが、永江地区在住の64歳以上の方、その64歳以上の中でも、要介護認定を受けていない64歳以上の方を対象にしまして、フレイル度判定用機器を使用しまして、こちらの資料でいいますとASTER IIというものですが、その機器を使用しましてフレイルチェックを実施いたしました。

次に、実施方法についてですが、実施方法は国が作成しております基本チェックリスト25項目を活用し、資料にあります実施方法のとおり実施させていただきました。

次に実施結果についてですが、対象者は981人に対しまして531人実施し、半数以上の実施が行えたところでございます。

なお、60代等の元気な層の反応がないことが未実施者の大きな原因であるところでございます。

次にフレイルチェックの結果についてですが、結果につきましては、55%が健康、45%がフレイル、プレフレイルの状態でございます。

裏面に行かせていただきたいと思います。フレイルもしくはプレフレイル判定が出た人への対応についてですが、従来からございます一般的な支援の考え方等、健康支援について保健師等がアドバイスを رفتたり、保健師等がフォロー教室の案内を行いました。

次にフォロー教室「介入支援プログラム」の開催についてですが、10月からフレイルに関する説明、運動実技、体力測定、栄養・脳活性・口腔機能向上プログラム、レクリエーション等、介入支援プログラムに基づき、2期制で週1回2時間を3か月間1クールといたしまして、定員25名として行いました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第2期の一部分、12回制のうち3回分は中止となりました。

検討メンバースタッフ等につきましては資料のとおりでございます。

参加者は第1期は17名、第2期は22名の参加があり、年齢構成はいずれも68歳から88歳でございました。

次に評価についてでございますが、第2期は最終回が行えないと、先ほど説明させていただいたように、残りの最後の3回がコロナの関係で行えておりませんので、一番最後の回は体力測定をしますけども、それが未実施ということで評価が行えてございませんが、第1期につきましては、フォロー教室実施後、資料のとおり、大幅に改善されたという結果が出てございます。

次に、ページが2ページ目に行きますが、2ページ目に行きまして、教室後のアンケートにより、満足度の非常に高い教室であった。運動及び口腔機能、心理面の改善に効果があったというような結果が出ております。あと、2日に1回以上家庭で自主トレを実施している人の割合が71%と非常に高かったという傾向が出ております。

加えまして、公民館職員により、今までなかなか公民館に姿を現さない、見たことない方が来るようになったということの御意見もいただいております。

フレイルチェックフォロー教室を終わるだけではなくて、今後、教室卒業後の経過を確認し、継続的なフレイル状態の改善・維持を図ってまいりたいと考えております。

最後に、今後に向けて、フレイル対策事業を市内全域に広げていくために、周知方法、マンパワーの確保や事業の効率化など、さらに検討してまいりたいと存じ上げます。

なお、今年度からは、皆さん御存じのように、各中学校校区に1名ずつ11名の地区担当保健師を配置し、包括支援センター職員とともにフレイルについて普及啓発及びフレイルチェックを開始したいというところを考えております。

簡単ですが説明のほうは以上でございます。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から御意見、御質疑をお願いいたします。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 今後に向けてのところで、このすごい取組を全市に展開するために、まず、どういうふうな人を確保するかっていうところなんですけど、認知症の取組とやっぱり一致していくっていうことが、私はすごく地域の人材の活用というところでも有効になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

これは提案も兼ねて聞いてみたいんですけども、重層的な地域の取組っていうところで、義方、住吉辺りの方向が先進的に今取り組んでいらっしゃる、義方ですかね、永江の

中でフレイルを取り組んでいっしょにやるっていうところで、それをそれぞれの地域の中で、うちは今年はこの取組をしたいなとか、数年単位でもいいので、取り組みやすいところからすると、それぞれのスキルを持った人たちが、その地域に向かってしっかりと継続した取組ができるんじゃないかなというふうに思いまして、フレイルに特化して、これを全市民的に横に広げようっていうより、選べるようなプログラム化で地域のニーズとマッチングできるような方法というところで、少しずつそれが全市展開できるような取組ができたかなと思うんですけど、その辺は無理でしょうか、地域の手挙げ方式でやっていくっていうか。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 今、矢田貝委員がおっしゃいました件につきまして、こちらの関係は、健康対策課のみならず、地域福祉プランを作成しております福祉政策課のほうとも連動しながら、部一体となって、先ほどからもありますように、計画の進捗状況の来年以降のこともそうですけども、そこら辺も福祉政策課とも連携しまして、地区担当保健師自体が各中学校校区に配置しておりますが、福祉政策課のほうと兼務職員という形になっておりますので、そこら辺、今、矢田貝委員がおっしゃった視点というのは、少なからずフレイルだけだとか、健康だけだとかいうことではなくて、そこら辺を将来的には、保健師のみならず、全ての職員がどのように地域に出て行って、どのようにそれを受け止めて帰ってくるかというところが今後の行政の課題だと思っておりますので、そこら辺、今おっしゃるところが一足飛びに100%できますよというお答えはなかなか厳しいかもしれませんが、当然、方向性はそういうことに方向性として向かって行って、所管課長としては、そういうようなシステムを築き上げたいというふうに考えております。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ぜひとも、きっと実現していただけると思いますので、頑張ってくださいと思います。

コロナの中で、福祉政策課の方が本当に全力で給付金の手続をされて、また保健師さんたちも地域の中に出る体制づくりもできるかできないかという中でも数か月がたってしまったんですけども、ぜひ、落ち着かないかもしれませんが、しっかりと連携を今まで以上にとっていただいて、進めていただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○国頭委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、ねむの木保育園給食調理等業務の民間委託について、当局の説明を求めます。

井上子育て支援課子育て支援担当課長補佐。

○井上子育て支援課子育て支援担当課長補佐 ねむの木保育園の給食調理等業務の民間委託についてでございます。本市の保育施設等の給食調理業務の基本的な考えとしましては、平成20年度から公立保育所給食調理業務の民間委託を実施しております。職種転換を希望しない調理員の雇用の場を確保しつつ、将来的には全ての施設の給食調理業務を民間委託することとしております。

米子市の直営施設の現状でございますが、ねむの木保育園とあかしやの2施設でありま

す。それぞれ調理員2名の体制で現在行っておりますが、令和2年度に1名が定年退職を迎えることから、令和3年度から、2施設を直営で運営することが困難となったことから、このたびの民間委託ということで考えております。

今後の方針といたしましては、障がい児対応があるあかしやでは、給食調理にもよりきめ細かい配慮が必要となることから、引き続き直営で運営することとし、ねむの木保育園の給食調理業務を民間委託することと考えております。委託の選定方法については、調理過程でのチェック体制等、質の担保のため、現在の委託業者の選定方法と同様に公募型プロポーザル方式で実施することと考えております。

委託期間につきましては、民間委託している他の12園の委託契約終了期間に合わせて、令和3年4月1日から令和5年3月31日と考えております。

また、令和3年4月1日からの事業となりますけれども、事務を円滑に進めていくために、今年度9月議会で債務負担行為を上げさせていただいた上で実施をしたいというふうに考えております。

選定委員の設置についてでございますが、設置要綱を設けておりまして、4番に書いてありますとおり、委員については計11名を考えております。

今後のスケジュールですけれども、募集要項等及び選定方法の公表について、令和2年9月の中旬ぐらい。第1次審査、これにつきまして、令和2年10月の下旬。第2次審査、令和2年11月の中旬。委託業務者の決定及び契約締結、これを令和2年12月下旬というふうに予定をしております。

説明は以上です。

○国頭委員長 説明は終わりました。

委員の皆様から御質疑、御意見を求めます。

石橋委員。

○石橋委員 このタイトルはねて1行目のところから、職種転換を希望しない調理員の雇用の場を確保しつつ、将来的には全ての施設の給食調理業務を民間委託することとしているというふうにあります。職種転換を希望しない調理員の雇用の場を確保しつつということは、具体的にはどういうことですか。

○国頭委員長 池口子育て支援課長。

○池口子育て支援課長 現在調理員は4名いらっしゃいますけれども、一番若い方が調理員として働くことを希望されてる期間については、直営施設の維持ということを考えてるということでございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 じゃあ、一番若い人が定年に達するまでは、調理師としてずっと働かれるということですか。

○国頭委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 はい、そういうことで、委員のおっしゃるとおりでございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 続いてですけど、将来的には全ての施設の給食調理業務を民間委託することとしていると、こういうふうに書いてあるんですが、あかしやのほうも将来的には民間委託するということですか。

○**国頭委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

○**国頭委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 3のところ、やっぱりあかしやでは給食調理にもよりきめ細かい配慮が必要となることから、今は引き続き直営で運営するというふうに書いてあります。そういう内容であれば、民間に委託するのではなく、直営のまま続けるという選択肢も十分あるし、考えなければならないのではないかというふうに思います。そこら辺は、ここだけは残す、本当は全ての保育所の給食は直営のほうが良いという考えは基本としてありますけど、それはちょっとおきまして、そういうあかしやというところの状況では直営を残していたきたいというふうに思うんですが、そのお考えはないんですか。

○**国頭委員長** 松浦こども相談課長。

○**松浦こども相談課長** 今、あかしやの部分で、ここに書いてありますように、よりきめ細かい配慮が必要だということで、現状として申しますと、あかしやに通園していらっしゃる方で、このきめ細かい体制っていうんでしょうか、配慮していただいているお子さんというのは3名いらっしゃいます。その3名のうち1名の方は、ミキサー食といって、いわゆる普通と、ほかのお子さんと同じように作ったものをミキサーにかけて、より滑らかな形で食事を取っていただく方、それからあと2人につきましては、刻み食といって、ちょっとそしゃくがしにくいということがあるものですから、より細かく、もともと同じようなメニューを作った上で、より刻み込むというような工程を加えたような形で対応しているところです。ですから、現状として保育施設という部分での対応から申しますと、その辺りの配慮について、仮に委託業者のほうでできないということであれば、可能性は直営ということもあるのかもしれませんが、基本的にその辺り、そういった細かい対応、それから配慮が必要な方について、その対応ができるような形であれば、委託というのも方法としては、選択として妥当じゃないかなと思っております。以上です。

○**国頭委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** そうですね、この民間委託ということになると、保育士さん、あるいは園長さんなどが、直接その調理員の人に指示を出すということにはできないですね。そういう意味であれば、デリケートなきめ細かい配慮が必要という施設においては、やはり直営のほうが日々の対応とかも良いのではないかというふうに考えます。

もう一つ、このねむの木保育園については、統廃合計画の中では、病児の保育と併せた、医療と連携した施設にしていくという構想が盛り込んでありますけれど、もしそうであれば、これもまた大変きめ細かなことが、配慮が必要ではないかというふうに考えますが、その辺はどうでしょうか。

○**国頭委員長** 湯澤こども未来局長。

○**湯澤こども未来局長** 給食委託業務というのを平成20年度から保育所のほうで導入しております。これにつきましては、やはり民間事業者さんも、いろいろな福祉施設等でも給食業務の委託を受けておられる業者さんという方たちが応募してくださるプロポーザルの形を取っています。きちんときめ細やかなサービスをしていただける業者さん、それから保育園の市の職員と、それから委託の業者さんというのも、今実際に委託をしている園におきまして、良好な関係で連携を取って、それまでの直営でやっていたときと変わ

りない対応をしていただいているところです。ですので、基本的に給食調理業務を民間に委託させていただくという流れは、この後も変わらず進めていきたいと考えております。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 業者さんも大変よく頑張ってやっていただいているのも知ってますし、また米子市のほうも栄養士さんなんかも中心になってしておられるっていう姿も拝見してますけれど、やっぱりそれが別の団体に委託するっていう形ではなくて、一体であることのほうが重要ではないかというふうに思います。食というのは大変重要な、生活の中で大きな部分です。小さな子ほどそれはなかなか大変で、保育士さんの指導される分野でも、とても大きいんじゃないかというふうに思います。そういう意味では、やはり一体でやるべきだというふうに、これは意見ですけど、申し上げておきます。

○国頭委員長 ほかにありませんでしょうか。

土光委員。

○土光委員 ちょっと書いてることで質問です。これ、要は2施設2名体制、だから4名の職員が今いて、1名は定年退職を迎えるということですよ。ねむの木に関しては来年度から民間委託ということなので、あかしやで必要な職員は2名ですよ。そうすると、今4名いて、1名定年退職で、3名の調理職員さんがおって、来年度から民間委託をすると、必要な職員は2名になりますよね。残りの1名はどうなるんですか。

○国頭委員長 松浦こども相談課長。

○松浦こども相談課長 今この表記であれば、そういうような形ですけど、現状として、あかしやの調理業務をやっておりますのは、正規の職員2名と、それからパート職員さんが2名入っておりますので、実際に4名で常に一応調理をしているところでございます。ですから、仮に3名になったとしても、さらにパート職員さんがいるというような状況でございます。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 だから、この4名体制云々は、これは正規の職員さんの数でいってるわけですよ。だから、ねむの木が来年度から民間委託になるとすると、正規の職員3名とあと必要なパートさんであかしやを運営すると、そういう形になるということでしょうか。

○国頭委員長 松浦課長。

○松浦こども相談課長 土光委員さん、おっしゃるとおりでございます。

○国頭委員長 ほかにありませんか。いいですか。

ないようですので、本件については終了いたします。

以上で全ての報告案件が終わりました。

民生教育委員会を閉会いたします。

午後3時34分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 国頭 靖